

# 運動部活動場面における体罰と鍛錬の境界

—人は如何なる行為を体罰と判断しやすいのか？—

内田遼介\*

寺口司\*\* 大工泰裕\*\*, \*\*\*

## 抄録

運動部活動場面において体罰と鍛錬の境界を一意に見出すのは難しい。なぜなら、運動部指導者が日々の練習で指示する鍛錬において、幾らかの肉体的苦痛が伴うのは半ば当然だからである。この問題は、競技力向上を目的として活動する運動部においてより顕在化する。そこで、本研究では運動部活動場面における体罰と鍛錬の境界を探る試みとして、如何なる経緯でなされた行為をより「体罰である」と判断しやすいのか、一般の人々の平均的な反応から明らかにすることを目的とした。また、どういった属性を持つ人々がより「体罰である」と判断しやすいのかも探索的に検討した。最初に予備調査として、新聞記事データベースを使って運動部指導者が体罰行使に至る経緯を収集した。その結果、運動部指導者が体罰に至る経緯として7カテゴリーを抽出した。次に、予備調査で得られた7つの経緯の末尾に、それぞれ肉体的苦痛を与える鍛錬行為3つと暴力行為2つを付け足して合計35項目(7経緯×5行為)を作成した。オンライン調査を実施した結果、一般的に鍛錬行為として認識される行為であっても、一方的に指導者側の非合理的な理由で命じられた場合は「体罰である」と判断されやすいことが明らかとなった。また、如何なる属性の人々がより体罰であると判断しやすいのかを検討したところ、女性の方が男性と比較して体罰であると判断する傾向が認められた。これらの結果は、運動部活動場面での体罰防止に向けた教育活動に資する知見と考えられる。

キーワード：体罰，スポーツコーチング，運動部活動

---

\* 法政大学スポーツ研究センター 〒194-0298 東京都町田市相原町 4342

\*\* 大阪大学大学院人間科学研究科 〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 1-2

\*\*\* 日本学術振興会 〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 麹町ビジネスセンター

# Boundary condition of corporal punishment in extracurricular sports settings

—Which acts are judged as corporal punishment?—

Ryosuke Uchida \*

Tsukasa Teraguchi\*\* Yasuhiro Daiku\*\*,\*\*\*

## Abstract

In Japanese schools and sports settings, corporal punishment is defined as an act that directly or indirectly inflicts physical pain on a student (or an athlete); it is generally called “Taibatsu” in Japanese. Therefore, it is difficult to judge if an act is “Taibatsu” in an extracurricular sports setting. This is because the coaches usually instruct athletes by inflicting some physical pain. This is more apparent in teams playing with the purpose of enhancing sports performance. This study aimed to explore the boundary condition of “Taibatsu” according to the average opinion of the public. In a preliminary study, we investigated why coaches use “Taibatsu” by collecting newspaper articles about the topic. The findings revealed that the circumstances in which coaches use “Taibatsu” can be divided into seven categories. Then, thirty-five items (seven circumstances × five acts) were created by adding three training acts and two violence acts to the seven circumstances obtained in the preliminary study. Results from an online survey revealed that an act that was undertaken based on the coaches’ irrational reason tended to be judged as “Taibatsu,” though such an act was generally recognized as training. In addition, multiple regression analysis revealed that women are more likely to judge training acts as “Taibatsu” than men. These results contribute toward preventing “Taibatsu” in extracurricular sports settings.

Key Words : corporal punishment, sport coaching, extracurricular sports setting

---

\* Sports Research Center, Hosei University, 4342 Aihara-machi, Machida, Tokyo 194-0298

\*\* Graduate School of Human Sciences, Osaka University, 1-2 Yamadaoka, Suita, Osaka 565-0871

\*\*\* Japan Society for the Promotion of Science, Kojimachi Business Center Building, 5-3-1 Kojimachi, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083

## 1. はじめに

運動部活動場面での体罰問題は 2013 年に広く社会問題となった(朝日新聞, 2013a)。その後、スポーツ・体育科学に関連する学界や心理学に関連する学界から声明や指針が公表(日本体育学会, 2013; 日本行動分析学会, 2014)されるなど、体罰根絶に向けた取り組みがなされてきた。しかし、5 年が経過した現在においても、残念ながら体罰に関連する報道を見聞する(e.g., 朝日新聞, 2018)。

そもそも、運動部活動場面における体罰とは如何なる行為を指すのであろうか。文部科学省や都道府県の教育委員会では、運動部活動場面を含む学校教育全般での体罰に関するガイドラインを公表している(e.g., 東京都教育委員会, 2014)。それらのガイドラインを踏まえると、運動部活動場面における体罰とは「指導者が、戒めるべき言動を再び繰り返させないために、部員の身体に直接的に肉体的苦痛を与える行為(強くたたき、蹴るなど)、あるいは間接的に肉体的苦痛を与える行為(長時間にわたる正座や起立など)」と定義することができる。

### 1.1. 運動部指導者による体罰は如何なる経緯で行使されるのか?

運動部活動場面での体罰を未然に防ぐうえで、体罰防止教育は重要な取り組みである。大阪体育大学では、コーチ育成のための「モデル・コア・カリキュラム」を基本に作成された「運動部指導実践論」が 2016 年から開講されている(大阪体育大学, 2017)。このような教育活動を通じて、運動部指導者を志す学生一人ひとりに、暴力的な指導の負の側面を理解させることが体罰防止に重要であると考えられる。

体罰を防止するうえで、運動部指導者がなぜ禁止されているはずの体罰を行使するに至るのか、その経緯を把握しておくことは重要であろう。ところが、運動部指導者がなぜ体罰を行使するに至ったのか、その経緯について記載された資料は殊の外少ない。

例えば、文部科学省が毎年公表している「体罰の実態把握について」(e.g., 文部科学省, 2017)では、体罰発生件数とともに、体罰の態様(素手で殴る・叩くなど)や、被害の状況(骨折・捻挫など)などがカウントデータとして記載されているが、体罰を行使するに至った具体的経緯については記載されていない。

数ある資料の中で最も参考となる資料は、おそらく 2014 年に公益社団法人全国大学体育連合が公開した報告書(公益社団法人全国大学体育連合, 2014)であ

ろう。この報告書では、体罰や暴力を振るわれた経験のある学生達に「体罰・暴力に至る主な理由は何だったか」について自由記述で回答を求めている。その結果、「ミスをした場合」(28.5%)に体罰や暴力を受けたとする回答が最も多かったことを明らかにしている。次いで、「試合やプレーの成績や内容」(9.4%)、「自分が悪い」(9.0%)、「理不尽な理由」(7.6%)などが体罰や暴力を受けるに至った具体的経緯として挙げられている。

ただし、この調査結果は、あくまで体罰や暴力を振るわれた学生達が推測した経緯であり、運動部指導者が体罰や暴力に至った「その時」の経緯を正確に反映しているかという点で曖昧さが残る。

### 1.2. 体罰と鍛錬の境界

運動部活動中に、頭を強くたたいたり、足で部員の身体を蹴ったりするような、いわば身体に直接的に肉体的苦痛を与える行為は、その経緯がどうであれ、体罰であると判断される可能性が高い(ただし、例外として正当防衛や他者への被害を回避する目的でやむを得ずした有形力の行使がある)。一方、部員の身体に直接的に触れることのない、いわば間接的に肉体的苦痛を与える行為については、その行為だけで体罰であると即座に判断することが難しい。

この問題は特に競技力向上を目的として日々活動する運動部において顕在化する。そもそも、競技力を向上させることを意図した場合、運動部指導者は部員に鍛錬をさせる必要があり、必然的に幾らかの肉体的苦痛が伴うものである。当然、競技力向上を目指しているので、思うように部員の競技力が向上しなければ、日々の鍛錬もさらに厳しい内容になることは経験的に理解できるところである。しかし、こういった運動部指導の帰結として、限度を超えた鍛錬がなされるケースを見聞する。例えば、生活態度を理由に「気合いを入れ直さないといけない」として、野球部の部員に 100m 走を 100 本走らせるなどがその最たるケースであろう(朝日新聞, 2017a)。このケースでは、校長が「体罰に近い行き過ぎた指導」であったとコメントを出している。

上述のように、競技力向上を目的として活動する運動部において体罰と鍛錬の境界は極めて曖昧なものとなる。当事者である運動部指導者でさえ、どこまでが鍛錬で、どこからが体罰であるのか困惑している現状にあることが報じられている(朝日新聞, 2013b)。

### 1.3. 体罰が社会問題化するプロセス

体罰と鍛錬の曖昧な境界は、どうすれば解決できるのであろうか。一つに、運動部活動場面での体罰が社会問題として顕在化するプロセスに着目することでその解決策が見えてくる。

昨今、マスメディアを通じて見聞する体罰報道の一部は、ソーシャルネットワーキングサービス（以下、SNS と略す）上での炎上に端を発する（e.g., 朝日新聞, 2017b; 朝日新聞, 2013c）。運動部の指導者が部員に対して何らかの行為をおこなっている映像（主に暴力行為）を匿名のアカウントを通じて SNS 上にアップロード、それを見た第三者が体罰であると騒ぎだすことでマスメディアが取り上げるケースである。このケースから見えてくることは、これまで運動部指導者と部員の二者間の閉じた世界のなかでなされてきた行為が、第三者の視点からも期せずして評価される時代になったことを示している。したがって、二者間での暗黙の了解があったとしても、第三者がその行為に対して体罰相当の行為であるとの認識が生じるのであれば、それが炎上という形で表面化するのである。特に体罰（鍛錬）を行った本人の視点と第三者の視点とでは原因帰属が異なり（行為者—観察者バイアス: e.g., Bem, 1972）、体罰（鍛錬）を行った本人にはその行為を正当化する状況があろうとも、第三者視点からは体罰を行った状況があまり考慮されない可能性もある。

以上の点に鑑みると、第三者である一般の人々がその行為をどのように評価しているのかについて、あらかじめ把握しておくことが、体罰と鍛錬の境界を見極めるうえでの一つの判断基準になると考えられる。

## 2. 目的

以上の点を踏まえ、本研究では、一般の人々が如何なる行為を「体罰である」と判断しやすいのか、その傾向を明らかにするべく、様々な経緯と行為の組み合わせの観点から体罰と鍛錬の境界を明らかにすることを目的とした。なお、本研究では体罰と鍛錬の境界を見極める際の判断基準として、下記の手続きを採用する。

本研究では、「指導者が何らかの経緯で部員に行った直接的、あるいは間接的に肉体的苦痛を与える行為」に対して、「大多数が容認しない方向で判断する」と確認できた場合、その行為を一般的な感覚として判断される体罰と定義する。例えば、「何度言っても指示通りにプレーができなかったので、長時間同じ練習ばかりさせる」という行為に対して、大多数が容認できない

と判断するのであれば、それは鍛錬ではなく体罰であると判断する。当然ながら、公表されているガイドラインで示された体罰の定義に該当しない行為も体罰と判断される可能性がある。しかし、そういった行為こそ、体罰と鍛錬の境界上にある行為として位置づけられる。

## 3. 方法

### 3.1.1. 予備調査

本調査を実施する前に予備調査を実施した。先にも述べた通り、運動部指導者がなぜ体罰を行使するに至ったのか、その経緯について記載された資料は殊の外少ない。そこで予備調査では、指導者側の視点から、なぜ体罰を行使するに至ったのか、その具体的な経緯をできるかぎりたくさん収集することを目的とした。研究方法として、新聞記事データベースを使ったアーカイブ調査を採用した。新聞社が提供するデータベースを使って、体罰に関連する過去の新聞記事を収集し、その中から運動部活動場面において、指導者がどういった経緯で体罰を行使するに至ったのか、具体的な記述を抽出した。

### 3.1.2. 調査対象と調査時期

朝日新聞社が公開している朝日新聞記事データベース「聞蔵Ⅱビジュアル」を使って、運動部活動場面での体罰に関わる新聞記事を収集した。検索対象とする新聞記事の掲載時期については、1985年から2018年までの33年分とした。

### 3.1.3. 調査方法

運動部活動場面での体罰に関する新聞記事を収集するにあたって、複数のキーワードを組み合わせて検索条件を設定した。具体的には、「【体罰と運動】または【体罰と部活】または【体罰と部活動】または【体罰とスポーツ】」と設定した。これに加えて、異体字を含めた検索と、同義語を含めた検索を認める条件を設定した。

この検索条件で抽出された新聞記事について、一件ずつ目視による内容判定を行った。具体的には、①運動部活動場面での体罰に関する新聞記事であるか、②体罰を行使するに至った経緯（e.g., 加罰者（運動部指導者）の供述など）が新聞記事中に記載されているか、の2点に着目して個々の新聞記事の内容判定を行った。

### 3.1.4. 調査内容

①運動部活動場面での体罰に関する新聞記事、かつ

②体罰を行使するに至った経緯が新聞記事中に記載されていると判定されたものについて、複数の情報を抽出してデータベース化した。新聞記事から抽出した具体的情報については、「新聞記事の掲載年度」、「体罰が発生した都道府県」、「学校の種別」、「スポーツ種目」、「加罰者の性別」、「加罰者の年齢」、「加罰者に対する処分内容」、「体罰を行使するに至った経緯」、「体罰の態様」、「被罰者の怪我の程度」などを含む合計 18 項目であった。

本研究の関心である「体罰を行使するに至った経緯」については、さらに類似する内容ごとにカテゴリー化した。カテゴリーの妥当性については、社会心理学を専攻する 2 名の共著者との議論を経て最終的に決定した。

### 3.1.5. 予備調査の結果

新聞記事データベースを使って、先の条件に基づき検索した結果、2142 件の新聞記事が抽出された。このうち、①運動部活動場面での体罰に関する新聞記事、かつ②体罰を行使するに至った経緯が新聞記事中に記載されていたのは 371 件であった。これらの新聞記事から体罰を行使するに至った経緯について記載されている具体的な箇所を抽出したところ 427 件が認められた。

体罰を行使するに至った経緯について、類似する内容でカテゴリー化した結果、7 つのカテゴリーが認められた。最も多く抽出されたカテゴリーは「活動状況に対する不満」であり、「部活動中のミス」や、「緩慢なプレー」、「不十分な声出し」などを理由に体罰を行使するに至っていることが明らかとなった。次いで、「反抗的な態度」のカテゴリーが認められ、「指示に従わなかった」や「指示の無視」、「部活動中の態度」などを理由に体罰を行使するに至っていることが明らかとなった。

### 3.2.1. 本調査

一般の人々が、如何なる経緯でなされた行為をより「体罰である」と判断しやすいのか、オンライン調査によって明らかにすることを目的とした。

### 3.2.2. 倫理的配慮

本調査を進めるに当たって、大阪大学大学院人間科学研究科倫理審査委員会から承認を得て実施した（承認番号：人行 30-103）。調査に同意できない場合は、調査に参加する必要がなく、それにより何ら不利益を被ることはない旨を調査票の冒頭に明記した。

### 3.2.3. 調査対象者

クラウドソーシング事業者である株式会社クラウドワークスを通じて 1,000 名を目標に調査対象者を募集した。調査概要や回答方法、謝礼について説明した募集告知情報を Web サイト上に掲載し、調査内容に興味をもった人を調査の対象とした。なお、調査に参加した人には一名につき 100 円の謝礼を渡した。

### 3.2.4. 調査票の構成

調査票は、ある経緯でなされた肉体的苦痛を伴う行為に対する容認度やデモグラフィック項目などを含む約 50 項目で構成した。オンライン調査であることから、調査票は“*Inquisit 5 Web*” (2016) を使って作成した

調査票の冒頭には、調査に際して応分の注意資源を割こうとしない行動（三浦・小林, 2015）を示す調査対象者を除外するため、IMC（*Instructional Manipulation Check: Oppenheimer, Meyvis, & Davidenko, 2009*）と DQS（*Directed Questions Scale: Maniaci & Rogge, 2014*）を組み込んだ。

**容認度** 予備調査で収集した経緯に関する 7 カテゴリーの中から、代表的な具体的経緯を各 1 つ抜粋した。そしてそれぞれの末尾に、肉体的苦痛を与える行為を 5 つ組み合わせる調査対象者に提示した。肉体的苦痛を与える行為については、一般的に鍛錬行為と認識される 3 項目と暴力行為と認識される 2 項目の計 5 項目であった。鍛錬行為は、「グラウンドを走るように指示した」、「筋力トレーニングをするように指示した」、「繰り返し基礎練習をするように指示した」であった。暴力行為は、「平手打ちをした」と「練習が終わるまで正座させた」であった。項目数は最終的に 7 経緯×各 5 行為の合計 35 項目であった。調査対象者には、これら 35 項目に対して、それぞれどの程度容認できるか、「まったく容認できない」（1 点）から「完全に容認できる」（6 点）までの 6 件法で回答を求めた。

**その他の項目** デモグラフィック項目として性別、年齢、職業、運動部所属経験について回答を求めた。その他、被体罰経験、体罰効果性認知、体罰に関連する教育法規についての事前知識、人格特性としての攻撃性（日本版 *Buss-Perry* 攻撃性質問紙：安藤他, 1999）などに回答を求めた。

### 3.2.5. 分析方法

ある経緯でなされた肉体的苦痛を伴う行為一つひとつに対する容認度の記述統計量を確認した。また、どのような属性の人々がより「体罰である」と判断しや

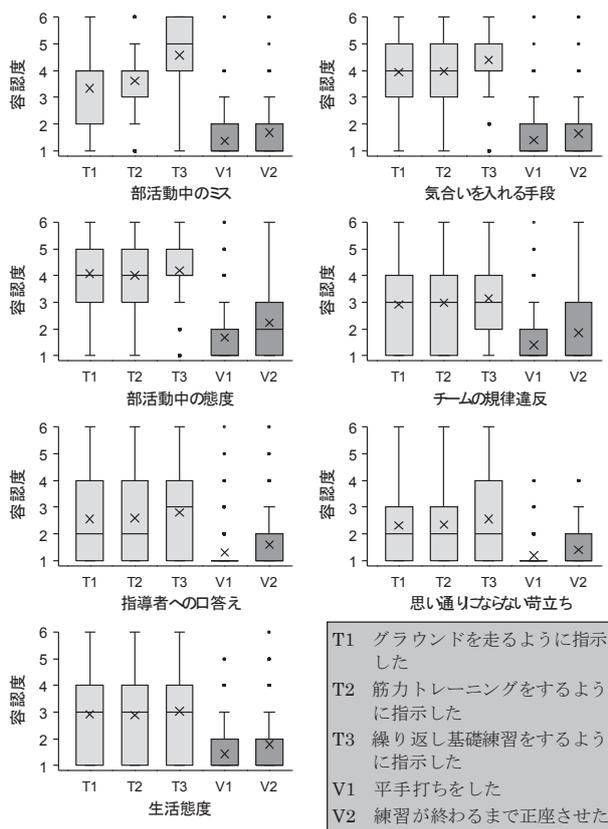


図1 7つの経緯と5つの行為の組み合わせに対する容認度の得点分布。図中の「×」は平均値を表す。

すいのか、従属変数に容認度を、独立変数にデモグラフィック項目や被体罰経験などを投入した重回帰分析を用いて検討した。分析については全て HAD の Version16.20 (清水, 2016) を使用した。

#### 4. 結果及び考察

オンライン上で調査票に回答した対象者は 1027 名であった。このうち IMC と DQS に違反した調査対象者や、途中で回答を中断した調査対象者 406 名を除外した。その結果、分析対象者は 621 名となった (有効回答率, 60.46%)。運動部に所属した経験のある対象者は 621 名のうち 450 名 (72.46%) であった。被体罰経験を報告した対象者は 450 名のうち 159 名 (35.33%) であった。

##### 4.1. 如何なる行為が「体罰である」と判断されやすいか?

記述統計量を求めて経緯毎に容認度を可視化した (図 1)。7つの経緯のうち、「チームの規律違反」、「指導者への口答え」、「思い通りにならない苛立ち」、「生活態度」の4つにおいて、行為の別を問わず、全て中央値と平均値が尺度上の中点 (3.5 点) を下回った。

次いで、2 要因参加者内計画 (経緯 7 水準×行為 2

水準) による分散分析を行った。解釈を容易にするため、鍛錬行為 3 項目と暴力行為 2 項目を各々平均化して 2 水準として扱った。その結果、交互作用が有意であった ( $F(6, 3720) = 242.84, p < .001, \text{partial } \eta^2 = .281$ )。全ての経緯において、暴力行為は一貫して鍛錬行為よりも容認されない行為と認識されていた ( $ps < .01$ )。ただし、一般的に鍛錬行為と認識されるような行為であっても、その行為がなされた経緯によっては暴力行為との容認度の差が小さくなる (体罰と判断されやすくなる) ことも明らかとなった。特に、「思い通りにならない苛立ち」(練習内容の指示が全員に伝わらず腹が立ったので、...) といった、一方的に指導者側の非合理的な理由で鍛錬行為が命じられた時にその差が最も小さくなった。

同時に、本調査の結果は、合理的とは言えないまでも、もっともらしい理由さえあれば、罰として鍛錬行為を命じることが容認されることも示している。例えば、部活動中の態度 (練習中に部員の態度が悪かったので、...) を罰する目的で鍛錬行為を命じることには半数近くの人々が容認する傾向を示した。本来、鍛錬行為は競技力を向上させることを意図して命じるべきものであって、罰することを意図して命じるべきものではない。それにも関わらず、一般の人々ですら容認する傾向が認められたことは、体罰と鍛錬の境界が曖昧であることを示唆する結果と解釈できるだろう。

##### 4.2. 「体罰である」と判断しやすい人々の特徴

どのような属性の人々がより「体罰である」と判断しやすいのか、容認・否認の判断が最も分かれた「生活態度」(顧問を務める運動部の部員の授業態度が悪かったので、...) の 5 項目の平均値 ( $\alpha = .893$ ) を従属変数としたトービットモデルによる重回帰分析を用いて検討した。独立変数に性別や年齢、被体罰経験などを投入して分析した結果、性別 (女性=0, 男性=1) の影響が有意であった ( $b = 0.299, SE = 0.121, \beta = .103, p < .05$ )。女性の方が男性よりも「体罰である」と判断する (否認的な判断を下す) 傾向にあることが明らかとなった。また、被体罰経験 ( $b = 0.240, SE = 0.085, \beta = .137, p < .01$ ) と体罰効果性認知 ( $b = 0.340, SE = 0.071, \beta = .215, p < .01$ ) についても有意な影響が認められた。体罰を受けた経験が少ない人ほど、また体罰に競技力を向上させる効果がないと考えている人ほど「体罰である」と判断しやすい傾向にあることが明らかとなった。

## 5. まとめ

本研究で作成した7つの経緯と5つの行為の組み合わせによって構成される35項目は、体罰防止を目指した教育において活用できるだろう。例えば、体罰防止教育の受講前に35項目を受講者に提示して、それぞれの程度容認できるか回答を求める。そして、自分自身の回答と一般的な人々の平均的な回答との差分を一人ひとりに即座にフィードバックすることで判断基準のズレを客観的に理解してもらうことが可能となるだろう。このような、自分自身の判断基準が如何にズレているのか、受講前にあらかじめ客観的に理解させておくことで、体罰防止教育の効果を高めることができるだろう。

### 【参考文献】

- 安藤 明人・曾我 祥子・山崎 勝之・島井 哲志・嶋田 洋徳・宇津木 成介・大芦 治・坂井 明子 (1999) . 日本版 Buss-Perry 攻撃性質問紙 (BAQ) の作成と妥当性, 信頼性の検討 心理学研究, 70, 384-392.
- 朝日新聞 (2013a) . 体罰翌日、高2自殺 部顧問、平手でたたく 大阪市立桜ノ宮【大阪】 朝日新聞 1月8日夕刊, 1.
- 朝日新聞 (2013b) . 体罰とは、悩む現場 部活「厳しい指導」と一線どこに 愛のムチ、根強く 朝日新聞 2月4日朝刊, 3.
- 朝日新聞 (2013c) . 県、再発防止を徹底 浜松日体高の体罰問題/静岡県 朝日新聞 9月18日朝刊, 33.
- 朝日新聞 (2017a) . 100メートル100本走らせ熱中症 野球部コーチ処分 美濃加茂高【名古屋】 朝日新聞 8月28日朝刊, 31.
- 朝日新聞 (2017b) . ツイッターで体罰発覚 武蔵越生高, コーチ解雇/埼玉県 朝日新聞 6月14日朝刊, 21.
- 朝日新聞 (2018) . 部活中に体罰で懲戒処分/和歌山県 朝日新聞 3月17日朝刊, 31.
- Bem, D. J. (1972) . Self-perception theory. In L. Berkowitz (Ed.), *Advances in Experimental Social Psychology* (Vol. 6, pp.1-62) . New York: Academic Press.
- Inquisit 5 Web [Computer software]. (2016) . Retrieved from <http://www.millisecond.com>.
- 公益社団法人全国大学体育連合 (2014) . 運動部活動等における体罰・暴力に関する調査報告書 Retrieved from <http://daitairen.or.jp/2013/wp-content/uploads/2015/01/f2cb4f9e1c5f5e1021e44042438f44ab.pdf> (2019年2月26日)
- Maniaci, M. R., & Rogge, R. D. (2014) . Caring about carelessness: Participant inattention and its effects on research. *Journal of Research in Personality, 48*, 61-83.
- 三浦 麻子・小林 哲郎 (2015) . オンライン調査モニターの Satisfice に関する実験的研究 社会心理学研究, 31, 1-12.
- 文部科学省 (2013) . 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について (通知) Retrieved from [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm) (2019年2月26日)
- 文部科学省 (2017) . 体罰の実態把握について (平成28年度) Retrieved from [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afie/ldfile/2018/02/16/1399626\\_05.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afie/ldfile/2018/02/16/1399626_05.pdf) (2019年2月26日)
- 日本行動分析学会 (2014) . 「体罰」に反対する声明 Retrieved from <http://www.j-aba.jp/data/seimei/2014.pdf> (2019年2月26日)
- 日本体育学会 (2013) . 一般社団法人 日本体育学会理事会 緊急声明 Retrieved from [http://taiikugakkai.or.jp/oshirase/20121223\\_kinkyuuseimei.pdf](http://taiikugakkai.or.jp/oshirase/20121223_kinkyuuseimei.pdf) (2019年2月26日)
- 大阪体育大学 (2017) . 平成28年度「スポーツキャリアサポート戦略」における「コーチとしてのキャリア形成支援プログラム」実施報告書 Retrieved from [http://ouhs-dash.jp/pjlist/pdf/Dash\\_Report\\_170627.pdf](http://ouhs-dash.jp/pjlist/pdf/Dash_Report_170627.pdf) (2019年2月26日)
- Oppenheimer, D. M., Meyvis, T., & Davidenko, N. (2009) . Instructional manipulation checks: Detecting satisficing to increase statistical power. *Journal of Experimental Social Psychology, 45*, 867-872.
- 清水 裕士 (2016) . フリーの統計分析ソフト HAD——機能の紹介と統計学習・教育, 研究実践における利用方法の提案—— メディア・情報・コミュニケーション研究, 1, 59-73.
- 東京都教育委員会 (2014) . 体罰根絶に向けた総合的な対策の策定について 東京都庁. Retrieved from <http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2014/01/20o1n100.htm> (2019年2月26日)

この研究は笹川スポーツ研究助成を受けて実施したものです。